

ハ、銀行加入制とし、國家が全營すること。
 ニ、大都市に於ては、國家の委託を受け、全營することを得。
 三、國家、市町村、資本家より成る委員会を常設機關として設置する。

四、委員の選出は國家、資本家より半數、市町村より半數とし、委員より選出すること。

五、委員会の権限は帝國議會に次ぐものとす。

2. 保険料の負擔額。

一、資本家 四・五、政府 四・五、市町村 一。

3. 加入の範圍。

一、節用、非節用を問はず、以上の一般被服労働者を加入すべし。
 二、年額一、五千円以上の労働者は除外すること。

4. 給付の決定資格者。

一、失業者が労賃に服する能力を有し、自らこれを志望するもの。
 二、失業者が就職を拒絶するもの。
 三、失業者が就職を拒絶するも賃揚者が在る場合。
 四、通商債銀を支拂わぬ場合。

五、提供し、此に仕事が彼の従来の熟練又は體格に相應し、場合。
 六、提供し、此に地位が彼の身心の健康を害し、又は彼の家庭の必要を遂行に妨ぐること。を辨別したる場合。
 七、職業口がストライキを遂行する結果空位となつた場合。

5. 給付請求放棄失及制限

0. 給付期間及給付額

一、給付期間は十八ヶ月とす。

二、深刻なる連続的失業期に於ては、委員会に於て、連続する一得

三、給付額は、一、給付日より給付すること。

二、一円五十銭以下八五% 三、一円以下八〇%
 四、一円五十銭以下七五% 五、一円以下七〇%
 六、一円五十銭以下六五% 七、一円以下六〇%

四、算定は失業前、労働日数を以つて全収入を割つた金額を一

五、家族と共に居住する以外の地に職を得る場合は旅費その他

六、費用を支拂すること

7. 給付金の取扱

一、労働組合、二、公立職業局が所

8. 保険給付金は現金とすること

國家の保険金に關する源泉
 一、軍需による剰余金の充當 二、高卒不勞所得税の制定
 三、相続税、資本利子税の減率累進賦課。